

訪問看護医療 DX 情報活用加算に伴う掲示について

2024 年診療報酬改定に伴い、当ステーションでは訪問時等にご利用様の診療情報や薬剤情報を取得・活用して訪問看護に関する計画的な管理を行い、質の高い医療の提供を目指しています。

【対象者】

訪問看護管理療養費を算定する者（医療）

【算定要件】

当ステーションは九州厚生局長等に届け出を行い、健康保険法第 3 条第 13 項の規定による電子資格確認により、看護師が訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合、訪問看護医療 DX 情報活用加算を算定致します。

（新）訪問看護医療 DX 情報活用加算 50 円／月

【訪問看護医療 DX 情報活用加算の施設基準】

- ① 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成 4 年厚生省令第 5 号）第 1 条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること
- ② 健康保険法第 3 条第 13 項規定する電子資格確認を行う体制を有していること
- ③ 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得・活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること
- ④ 以上の掲示事項について、ウェブサイトに掲載していること

【資格情報の提供について】

資格情報の提供は、ご利用者様及び代理人様の同意に基づいて行われます。同意無しにオンライン資格確認を行うことはございません。

ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。